

瀬戸内市立瀬戸内市民病院クレジットカード決済に係る指定納付受託業務仕様書

1. 業務名

瀬戸内市立瀬戸内市民病院クレジットカード決済に係る指定納付受託業務

2. 業務の目的

瀬戸内市立瀬戸内市民病院では、患者の利便性の向上を図り、また金銭授受といった接触機会を減らし、新たな感染対策を目的として、会計窓口等における診療費等の支払いにおいて、クレジットカード決済を導入する。

3. 業務内容

- ① 指定納付受託者（以下「受託者」という。）は、当院と加盟店契約（建替払型）を締結し、会計窓口カード決済端末を設置し、入院及び外来に係る診療費及び文書料、健康診断料等（以下「診療費等」という。）に係る費用のクレジットカード決済を行う。カード決済端末等の設置は原則2か所とし、設置場所は次のとおりとする。

ア. 医事会計窓口

イ. 救急・時間外窓口

- ② 設置機器構成内訳

ア. クレジットカード決済端末

イ. 暗証番号入力機端末

上記ア及びイを一式としたものを①の設置場所にそれぞれ設置するものとする。

なお、ア及びイが一体となった機種を提案設置することも可とする。

また、決済端末について機種指定はしないが、汎用性が高く、操作がしやすいものを提案すること。

- ③ カード決済端末機、暗証番号入力機端末の附属品やロール紙等の消耗品について、メーカー名や機種・規格及びそれらの導入に係る費用を一覧表で整理し、提案すること。
- ④ 患者等の選択可能な支払い方法は、1回以上とする。
- ⑤ 受託者は、クレジットカードによる収納金の当院への振込みを最低月1回又は2回とし、締め日以後1か月を超えない所定の期日（当該日が金融機関の営業日でない場合は、当該日の直近の営業日（月末は前日、月末以外の期日は翌日）とする）までに当院の指定する金融機関口座へ振り込むものとする。なお、クレジットカード決済が分割払いの場合でも、納付は初回に全額を振り込むものとする。
- ⑥ 当院が支払う手数料の支払い方法は、受託者からの別途請求書を受け、その請求書に基づいて、当院が受託者の金融機関口座へ請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。ただし、収納金の額・手数料の額を明細書等により明示したうえで、収納金の所定期日に、収納金から手数料を差し引き振込する方法も可とする。

- ⑦ 使用できるカードのブランドは国際ブランドの「VISA」・「JCB」・「マスターカード」が必ず含まれるものとし、これ以外のブランドについては、提案により付加することは可能とするが、決済手数料はすべてのブランドで同一とすること。
- ⑧ 業務に関して情報セキュリティが確保されているものとする。

4. 諸費用の負担

- ① 通常の使用状況下でのカード端末機等の故障時の補償・修理費用は、導入後4年間については納付者の負担とし、故障時は速やかに対応するものとする。なお、トラブル等発生時の担当者を指定するとともに、連絡体制を整備すること。
- ② インターネット回線敷設費用及び回線使用に係る料金は、当院の負担とする。
- ③ 導入時のサポートサービスとして、納付者において、接客手順や端末操作のマニュアルを整備し、研修を実施するものとする。

5. 業務期間

業務委託契約締結の日から、5年間とする。

6. 当院の概要

- ① 許可病床数（令和3年10月1日現在）
110床（一般：うち回復期リハビリテーション病棟30床・地域包括ケア病床16床）
- ② 患者数
（令和2年度実績）
 - ・外来延べ患者数 45,162人 ・入院延べ患者数 33,730人（令和3年度9月迄実績）
 - ・外来延べ患者数 21,994人 ・入院延べ患者数 15,984人
- ③ 窓口取扱い金額（医療費自己負担額、銀行振込含む）
（令和2年度実績）
 - ・外来収益 45,232千円 ・入院収益（室料差額含む） 148,411千円
- ④ 診療単価（令和2年度実績）
 - ・外来（一人一日当たり金額） 6,242円 ・入院（一人一日当たり金額） 32,667円

7. その他

- ① 契約期間満了時には、クレジットカード決済端末等については、速やかに撤去すること。
この際の費用等は委託業者の負担とする。
- ② 本仕様書で定める他に事業者として当然行うべき事項については誠実にこれを行い、本仕様書に記載されていない事項、または疑義が生じた時には、病院担当者と速やかに協議すること。